

工事に係る調査・設計等委託業務への最低制限価格の導入について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正を受け、工事に係る調査・設計等の委託業務においても最低制限価格を導入する。

また、制度導入に伴い、規定の整備を行う。

1 導入の目的

工事に係る調査・設計等の品質が公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことを踏まえ、令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、調査・設計等においても、最低制限価格等の措置が求められることとなった。

本市においても、ダンピング防止を図り、公共工事の品質確保を図るため、調査・設計等において最低制限価格を導入する。

2 最低制限価格の計算方法

国土交通省の低入札価格調査基準に倣って算出した金額の合計にランダム係数を乗じたものとする。

計算の内訳は別紙のとおり。

3 制度開始日

令和3年9月1日以降に入札を公告し、または指名する調査・設計等から適用する。

業務種類別の最低制限価格の計算方法

◎測量業務

- 【計算式】 ①直接測量費×1.00
②測量調査費×1.00
③諸経費 ×0.48

①～③の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

ただし、最低制限価格を予定価格で除した割合が10分の6に満たない場合にあっては予定価格の10分の6を最低制限価格とする。

◎建築設計及び土木設計

○建築設計

- 【計算式】 ①直接人件費×1.00 ③技術料等経費×0.60
②特別経費 ×1.00 ④諸経費 ×0.60

①～④の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

○土木設計

- 【計算式】 ①直接原価（直接人件費＋直接経費）×1.00
②その他原価 ×0.90
③一般管理費等×0.48

①～③の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

ただし、最低制限価格を予定価格で除した割合が10分の6に満たない場合にあっては10分の6を最低制限価格とする

◎地質調査

- 【計算式】 ①直接調査費×1.00 ③諸経費×0.48
②間接調査費×0.90 ④解析等調査業務費×0.80

①～④の合計にランダム係数を乗じた後、消費税等を加えた価格を最低制限価格とする。

ただし、最低制限価格を予定価格で除した割合が3分の2に満たない場合にあっては3分の2を最低制限価格とする。